

柴監告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査の結果について、同条第12項の規定により柴田町長から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年8月6日

柴田町監査委員 中山 政 喜

柴田町監査委員 我 妻 弘 国

記

平成25年度 随時監査（平成24年度工事請負・委託等契約（下期））

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成25年5月14日（柴監告示第3号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成26年7月31日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>(1) 3.11大震災後、発注において不調となる業務が増えている。</p> <p>不調となった業務を見ると、労務費や資材単価の高騰が一因とされ、施工時期等の問題もあり、発注方法（制限付一般競争⇔指名競争）の変更、不落随契、指名業者の入れ替え、業務の一本化等に対応していた。</p> <p>入札において不落となった場合は、設計図書を精査し指名業者を一新し再度入札に付すことが町の指名委員会で確認されている事項であり、発注方法の変更や不落随契とする場合は、その理由を明らかにする必要がある。</p> <p>業務の発注にあたっては、発注時直近の労務費や資材単価を採用することになるが、可能な限り条件明示等を行うとともに、物価等の上昇にも対処していく姿勢を示すなど、安心して応札できる環境づくりをしていくべきである。</p>	<p>宮城県に準じた契約書を使用しており、契約書第25条規定を受注者に説明している。</p> <p>入札不調案件については、検証を行った結果について文書で残している。</p> <p>その結果に基づき、業者入替えによる入札の実施や最低価格者と随意契約による契約を締結している。</p>	財政課

<p>(2) 特命随契及び随契を行う場合の条件としては、特殊技術・特許製品・特殊事情・施工時期等が挙げられるが、これらの要件を具体的に明記した随契理由は書かれていない。</p> <p>町は競争入札を原則とした契約方式を採用しており、当該業務を特例と扱う場合は、その必然性を示すべきで、単に地方自治法施行令の随意契約運用基準や柴田町契約規則第18条を根拠とした業者選定は好ましいものではない。</p>	<p>随意契約ガイドラインを作成し、庁内掲示板に掲載した。条項明示と適正な運用に努めるよう周知した。</p>	<p>財政課</p>
<p>(3) 数量がまとまった消耗品類購入が2件あった。</p> <p>購入にあたっては、特定の団体に関連する納入業者を指名及び随意契約を結んでいたが、当該消耗品類については町内業者でも対応が可能な商品であったと思われる。</p> <p>町は「地元で対応できるものは柴田町の業者に」という考え方で事業を執行してきたはずである。</p> <p>特段の理由が無い限り町内業者にも入札の機会を与えて応札してもらうべきである。応札の結果、受注できるか否かは応札者がどれだけ努力したかに掛かってくるが、入札の機会を与えないと、柴田町が扱う公金が町を潤すことに結び付かないと考える。</p> <p>同様のことを平成22年度の教育施設の監査で指摘しており「特定の業者でないと調達に難しい場合を除き町内業者にも入札の機会を与える」との措置が講じられている。</p> <p>町長が措置した事項については、職員間で情報を共有してもらう必要がある。</p>	<p>町内業者からの調達に極力努めるよう各課に周知した。</p>	<p>財政課</p>

平成25年度 財政援助団体等に対する監査（平成24年度補助金等に関する事務）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成25年6月10日（柴監告示第4号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成26年7月31日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>(1) 補助金に係わる指摘が各年の監査で出され、交付要綱の見直しや実績報告を具体的に記述する努力が見られるものの、補</p>	<p>各種団体等の補助金については、平成26年度予算編成方針に「補助金の交付に関する基準」を明示し、予算額については</p>	<p>財政課</p>

<p>助額については財政再建の過程で一律に削減されたために、前例を踏襲し予算化された事業が見受けられた。指摘事項に対する町の措置は、予算編成過程で補助金・助成金調査票を活用し、事業目的等を明確にし、予算の範囲内で必要額を補助していくことになっている。財政再建時に採られた方針にとらわれることなく、必要額を算出し編成方針にのっとり予算書を作成していただきたい。</p>	<p>前年度当初予算額の範囲とし、ゼロベースから見直しを行い、新規の補助金については「ビルド・アンド・スクラップ」の考え方で評価。町単独補助金の終期は3年とし、国県補助を伴うものは国県補助金の終期を原則とした。</p>	
<p>(2) 観光物産協会を指定管理者とする業務に農政課所管の「自然休養村太陽の村」と商工観光課所管の「観光物産交流館・船岡城址公園スロープカー」がある。業務内容と委託料は「自然休養村太陽の村」は建物と園地管理が対象で、基本経費の一部が指定管理料として支出されている。一方、「観光物産交流館・船岡城址公園スロープカー」は建物・スロープカーの管理と運転業務が対象で、管理にかかわる基本経費の一部を指定管理料とし、スロープカーの収益金が二つの業務の運営費に補てんされている。経理は指定管理ごとに行われるべきであり、業務間で相殺されると指定管理の実態が分からなくなるのではないか。観光行政の一翼を担う観光物産協会の活動を支える上でも指定管理の果たす役割は大であり指定管理のあり方を検討していただきたい。</p>	<p>平成26年度から柴田町観光物産交流館と船岡城址公園スロープカー、太陽の村の指定管理を一本化し、施設管理に関わる部分を人件費を含めて委託するようにした。経理については、指定管理ごとに収支状況が分かるようにした。収益金については、施設の集客力を高め、収入を増やすための情報発信や企画立案のための事業費に充てるようにしている。なお、観光物産協会には、行政が出来ない観光及び物産振興のための事業を展開してもらうようにしている。</p>	<p>商工観光課 農政課</p>

平成25年度 随時監査（町営住宅の管理運営）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成25年7月4日（柴監告示第7号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成26年7月31日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>柴田町では、平成25年4月1日現在9団地に543戸の住宅と230区画の駐車場を所有し、公営住宅法および住宅地区改良法並びに町営住宅条例に基づき、収入が少なく住宅に困窮している方々を対象に低廉な家賃で住居を提供しているが、家賃の未納額は平成8年度から24年度の累積で44,251,423円に達している。入居者の死亡や転居後行き先不明等により、不</p>	<p>住宅使用料未納分の連帯保証人への請求については、年3回にわたり、延べ人数10件19人に対し、催告通知や自宅訪問を実施しており、連帯保証人との連絡が困難な場合には、同居親族への接触も図りながら、納付の督促を図った。</p> <p>長期入居者に対し、連帯保証人健在の確認を、随時、訪問してお願いしており、1</p>	<p>都市建設課</p>

<p>納欠損として処理した額は 1,596,100 円 (3.6%)である。</p> <p>条例の第 10 条において、入居申請に当たっては2名の連帯保証人(申請者と同等以上の収入のある人)を立てることになっており、未納者に代わって連帯保証人が支払った事例もあることから、不納欠損の理由となった事案は今後も起こり得る事であり、連帯保証人に対し支払いを求めていく手順を作って頂きたい。</p> <p>また、10 条 1 項の但し書きにある「町長が認める特別の事情」とは、どういう状況を指すのか、かりに、この入居者に未納が生じた場合の処理方法についても検討しておく必要がある。</p>	<p>件の連帯保証人入替の申請があった。</p> <p>また、入居名義人の死亡等で、3件の入居承継申請があり、何れも新たに連帯保証人2名を立ててもらっている。今後もあらゆる機会を捉えて、連帯保証人2名の要件を整えていくこととする。</p>	
--	---	--

平成 25 年度 財政援助団体等に対する監査 (平成 24 年度補助金等に関する団体)

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成 25 年 7 月 4 日 (柴監告示第 8 号)
- (2) 措置通知があった年月日 平成 26 年 7 月 31 日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)	措置を講じた課等
<p>○指定管理に係わる基本協定について</p> <p>基本協定書に管理対象となる範囲として項目と数量が別表で示されているが、図示されていないため、管理すべき区域や備品の配置が不明確で、受託者は長年の経験を頼りに管理にあたっている状況にある。</p> <p>管理を委託する以上は、誰が見ても分かるように管理の範囲、対象物、管理の方法を明示 (図示する等) すべきであり、施設に配置される備品等については規格や個数を明示するとともに、複数施設の管理を委託する場合は施設毎に表示し適切に管理してもらうべきである。</p>	<p>委託内容、備品台帳を整備し、適切な管理運営ができるようにした。</p>	財政課
	<p>平成 26 年度からの指定管理に係る協定書の締結において、業務内容、敷地面積を明示することで管理の範囲を明確にし、備品リストを改善することで適切な管理運営ができるようにした。</p>	福祉課
	<p>平成 26 年度から「自然休養村太陽の村」と「観光物産交流館・船岡城址公園スロープカー」の指定管理を一本化し、施設管理に関わる部分を委託した。施設の備品については、備品台帳を整備し、適切に管理できるようにしている。</p>	商工観光課
<p>平成 26 年度から「自然休養村太陽の村」と「観光物産交流館・船岡城址公園スロープカー」の指定管理を一本化し、施設管理に関わる部分を委託するようにした。</p> <p>管理範囲 (管理区域、備品内容、数量) については指定管理者公募時に施設図面等により確認を行い、収益金については、それぞれの施設の運営費に充てるようにした。</p>	農政課	

平成25年度 定期監査（各課等の事務事業）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成25年8月26日（柴監告示第11号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成26年7月31日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>(1) 平成20年度住宅土地統計調査によると町内に830戸の空き家があり、年間20件ほどの空き家・空き地に関する苦情が役場に寄せられている。苦情の主なものとして、空き家が犯罪に使われる恐れ、不審火による出火、管理されないことによる環境の悪化等が挙げられている。苦情の都度、区長等の協力を得て所有者に連絡を取るなど対応しているが、解決に至らない場合もある。原因は、所有者の死去に伴い相続者が多数となり財産管理が不十分になる場合や、年金生活で管理費用が捻出できない等のケースがあり、空き家管理が適切に行われていないとのこと。</p> <p>空き家対策は、これまでも関係課が連携して対応しているが、まちづくり・防犯・環境衛生・住宅管理・税制面（固定資産・都市計画）等々多岐にわたる問題であり、平成25年度は対策を強化していくとのことであるが、住民が安心して生活を営むことができる環境づくりに全庁挙げて取り組んでいただきたい。</p>	<p>平成25年8月23日関係各課打合せ会を開催し、連携体制を立ち上げた。その後、空き家、空き地の現状を把握するため、平成25年9月26日の行政区長会で行政区長へ調査協力を依頼し、報告をいただいた結果を年度末に取りまとめ、台帳整備を行った。</p> <p>平成26年度より台帳に基づき現地調査を実施し、適正管理についての指導強化を行うとともに、条例制定に向けて取り組んでいく。</p>	町民環境課
<p>(2) 平成24年度の予算に、農業に係わる新規事業として、農地・水保全管理活動支援、米の放射性セシウム吸収抑制対策、集落営農水田担い手対策が盛り込まれ、継続事業として農業振興に係わる事業が多岐にわたって計上され取組まれてきた。これらの事業に加えて、国の施策として進められている農業経営の効率化、農地の集積、集落営農の立ち上げ、大型圃場整備が町の農業政策の重要課題となってくる。これらの事業は柴田町の農業のあり方を方向付けるものとなるため、農業に携わる人だけの問題ではない。</p> <p>多額の費用を長期にわたって負担することになる事業でもあり、農業再生を</p>	<p>農地所有者や耕作者に対しては、平成25年度中に国の制度や町の取り組み方針について説明を行い、アンケート等も実施し必要性について確認しているところである。町としても大事業となることから、広く町民に対して情報を提供する機会が必要と考えている。「(仮称)農政に関する町民懇談会」の開催や広報紙等により広く情報を発信し、理解を得られるよう努めていくが、受益者である農業者の意向が確認されてからの事業推進となるので、その時期については、調整が必要と考えている。</p>	農政課

<p>進めるためには、情報を公開し町民の理解を得ることが不可欠である。</p>		
<p>(4) 平成 24 年 9 月議会で、都市建設課所管の公園並びに教育総務課所管の学校施設に、放射能除染を目的とした放射能対策費が補正として議決を得て成立した。</p> <p>補正予算の放射能対策費は、その後、事業を円滑に進めるために当初予算に計上されている町民環境課所管の放射能対策費に流用され、一元的な管理の下、除染作業が実施されて年度末までに完了したが、事業執行の結果、7,430,800 円の不用額が生じた。従来から多額の不用額を出すことは、予算管理上好ましくないとして減額補正を組み議決を得てきたが、今回は予算流用となったことを理由に減額措置がとられていない。</p> <p>補正予算は限られた財源を使って編成されることから、事業ごとに内容を精査し必要額を算出するとともに、多額の不用額が生じないように予算管理していただきたい。</p>	<p>多額の不用額が生じないように、補正予算編成時に十分留意するよう職員に周知を図り、補正予算の編成を実施した。</p>	<p>財政課</p>

平成 25 年度 随時監査（平成 24 年度、平成 25 年度上期公有財産の管理等）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成 25 年 12 月 3 日（柴監告示第 13 号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成 26 年 7 月 31 日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>株式会社不二トッコン工場跡地（船岡字上大原 65 番 1 外 18 筆で 30,614.40 平方メートル）を防災公園・総合体育館整備用地として取得しているが、用地境界となる木柵の傷みが著しい。防災公園・総合体育館として整備されるまでの間、周辺住民に配慮した用地の管理を行っていただきたい。併せて防災公園等用地内には大型の水路があるが、危険防止の観点からも水路の管理には万全を期していただきたい。</p> <p>また、町民体育館跡地についても利用計画を立てるとともに土地の管理に万全を期していただきたい。</p>	<p>一部箇所は木柵から短管パイプに変更した。</p> <p>現在、土地の一部を賃貸しており、使用後は境界柵を復旧することとしている。</p> <p>町民体育館跡地については、事業内容により駐車場として利用し適切に管理を行っています。</p>	<p>財政課</p> <p>生涯学習課</p>

平成25年度 定期監査(福祉関係施設:平成25年度財務事務の執行及び財産の管理状況)

(1) 監査の結果の公表年月日 平成26年2月28日(柴監告示第2号)

(2) 措置通知があった年月日 平成26年7月31日

(3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)	措置を講じた課等
<p>臨時的任用職員等の処遇改善について 平成24年度監査において、臨時保育士の雇用形態を含めた労働条件改善と環境整備を図られるよう求めたところ、「特区制度を活用(6ヵ月更新後に3年間の就労も可)していること、他自治体で行われている任期付き正職員の採用や労働条件などを調査研究し、保育士の確保を行っていく」との措置報告があった。</p> <p>今回の監査で改めて感じたのは、保育士等臨時的任用職員の募集を行っている(お知らせ版やハローワーク)が、保育所の場合、所長自らハローワークへの働きかけや電話による呼びかけを行っても労働条件が合わず応じてもらえない状況にあり、保育士の不足が常態化していることである。</p> <p>保育士の場合は、幼児の保育以外に育児に悩む親への助言・介助などの対応が必要といわれ、近年はその傾向が強いようである。</p> <p>平成24年度監査に対する措置報告の具体的取り組みの一つに町では、平成25年4月の労働契約法の改正に合わせ、臨時的任用職員等(非常勤職員及び臨時的任用職員)の取り扱い運用基準の見直しが行われているが、保育士を含む臨時職員の労働環境(通勤手当の支給等)も改善していくことが必要である。</p> <p>柴田町の将来を担う幼児・児童・生徒を育成する事業ととらえ、労働環境を整えることで、働く意欲がさらに増すことになれば行政サービスの向上につながっていくものと思われる。</p>	<p>平成26年度に新たに特区該当となる臨時保育士は10名を予定している。また、4月1日付けで任期付保育士を7名採用した。</p> <p>臨時保育士の募集について、保育士養成校14校へ卒業生及び卒業予定者の募集の周知を依頼した。</p>	<p>総務課</p> <p>子ども家庭課</p>
<p>放課後児童クラブの教室確保について 放課後児童クラブは、登録した児童が学校での授業が終わった後、学校の空き教室を使用して、児童厚生員が見守る中、夕方まで過ごすことができる場所とされてお</p>	<p>船岡放課後児童クラブは、教育財産使用について教育委員会の許可を得て、クラブで使用する教室を1室増やす工事を平成25年1月に改修工事に着手し、平成25年3月27日に完成している。</p>	<p>子ども家庭課</p>

<p>り、保護者の就労に伴い、年々登録児童が増加する傾向にあり教室の不足が懸念されている。</p>	<p>東船岡・西住クラブについては、平成 26 年 4 月から児童館に場所を移して児童クラブを実施している。</p>	
<p>学校では多様化するカリキュラムに対応するため、教室を確保する必要があるといわれている。</p>	<p>柴田町長発、平成 24 年 11 月 8 日付け柴子第 278 号で船岡放課後児童クラブ、柴子第 279 号で船迫放課後児童クラブの環境改善工事を実施するに当たっての教育財産使用についての協議があった。両件とも平成 24 年 11 月 26 日付け柴教総第 635 号で船岡小学校、柴教総第 636 号で船迫小学校の校舎内改修工事を承認した。</p>	<p>教育総務課</p>
<p>しかしながら、児童は学校と放課後児童クラブに在籍することから、行政には活動し易い環境を整えることが求められる。</p>		
<p>町が進める教育環境の整備が実のあるものとなるように垣根を越えた対応が必要と思われる。</p>		